

木更津市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	129,617	36,009,870	1,854,244	7,702,893	21.4	21.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	846	3,390,340	525,373	1,196,550	5,112,263	6,043	6,293

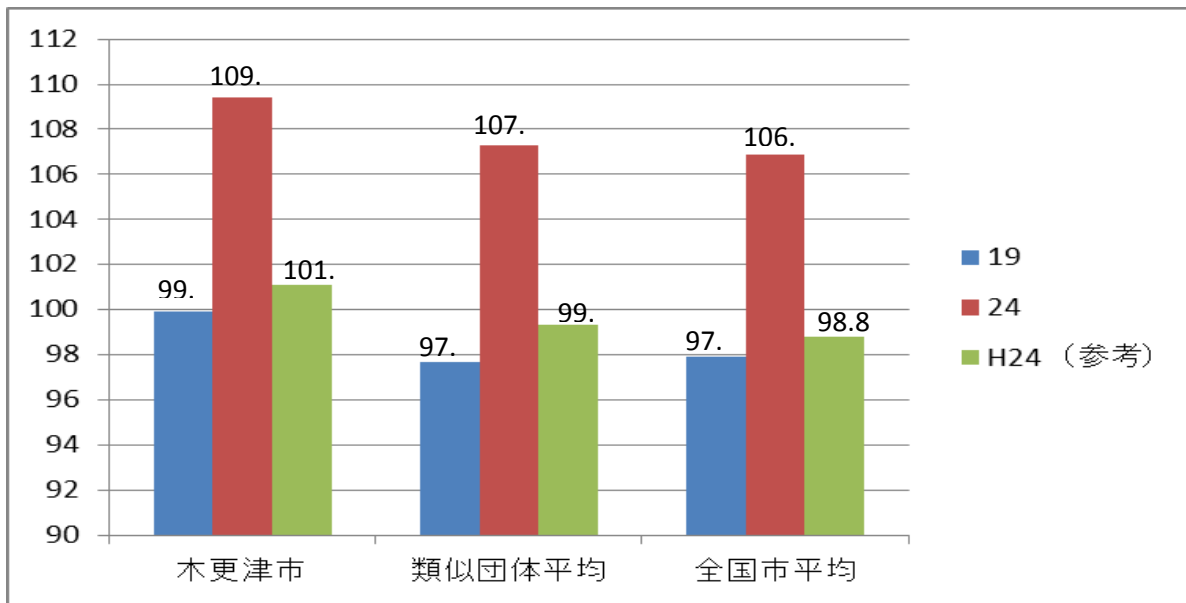
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

給与の抑制措置の状況

区 分	抑制措置	実施期間	内 容
特別職	期末手当の減額	平成17年4月1日～平成25年3月31日	支給額10%引下げ
		平成17年4月1日～	役職加算率引下げ 10%→5%
	地域手当の支給停止	平成20年4月1日～平成25年3月31日	支給率3%→0%
一般職	管理職手当の減額	平成17年4月1日～平成25年3月31日	支給率の引下げ 16.7%～37.5%
	期末勤勉手当の減額	平成17年4月1日～	役職加算率引下げ
			8～5級 10%→5% 4～3級 5%→2.5%
地域手当の減額	平成23年4月1日～平成25年3月31日	支給率5%→3%	

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A-B	勧告 (改定率)		
24年度	円 397,000	円 396,867	円 133	% 改定なし	% 改定なし	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	格差 A-B	勧告 (改定月数)		
24年度	月 3.97	月 3.95	月 0.02	月 改定なし	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の 給与月額	135,600	185,800	222,900	289,200	320,600	366,200	383,700	413,000
最高号給の 給与月額	245,500	294,500	378,600	417,400	425,200	459,200	481,300	494,100

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
木更津市	43.6 歳	344,091 円	404,834 円	388,163 円
千葉県	43.3 歳	343,784 円	433,098 円	393,538 円
国	42.8 歳	304,944 円	—	372,906 円
類似団体	43.1 歳	331,638 円	406,153 円	373,603 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
木更津市	47.8歳	89人	331,046円	369,375円	364,973円	—	—	—	—
うち清掃職員	45.7歳	50人	326,008円	367,864円	363,214円	廃棄物処理業従業員	44.7歳	288,200円	127.6
うち用務員	53.5歳	20人	344,125円	375,617円	372,592円	用務員	53.5歳	206,600円	181.8
うち学校給食員	50.6歳	8人	341,263円	371,455円	367,867円	調理士	42.5歳	276,900円	132.9
千葉県	51.4歳	637人	328,729円	383,739円	364,227円	—	—	—	—
国	49.7歳	3,479人	270,465円	—	307,506円	—	—	—	—
類似団体	48.6歳	71人	324,908円	371,761円	353,235円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
木更津市	—	—	—
うち清掃職員	5,772,555円	3,989,200円	144.7
うち用務員	5,908,839円	2,861,400円	206.5
うち学校給食員	5,851,711円	3,708,800円	157.8

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成21～23年の3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		木更津市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	144,500 円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成24年4月1日現在）

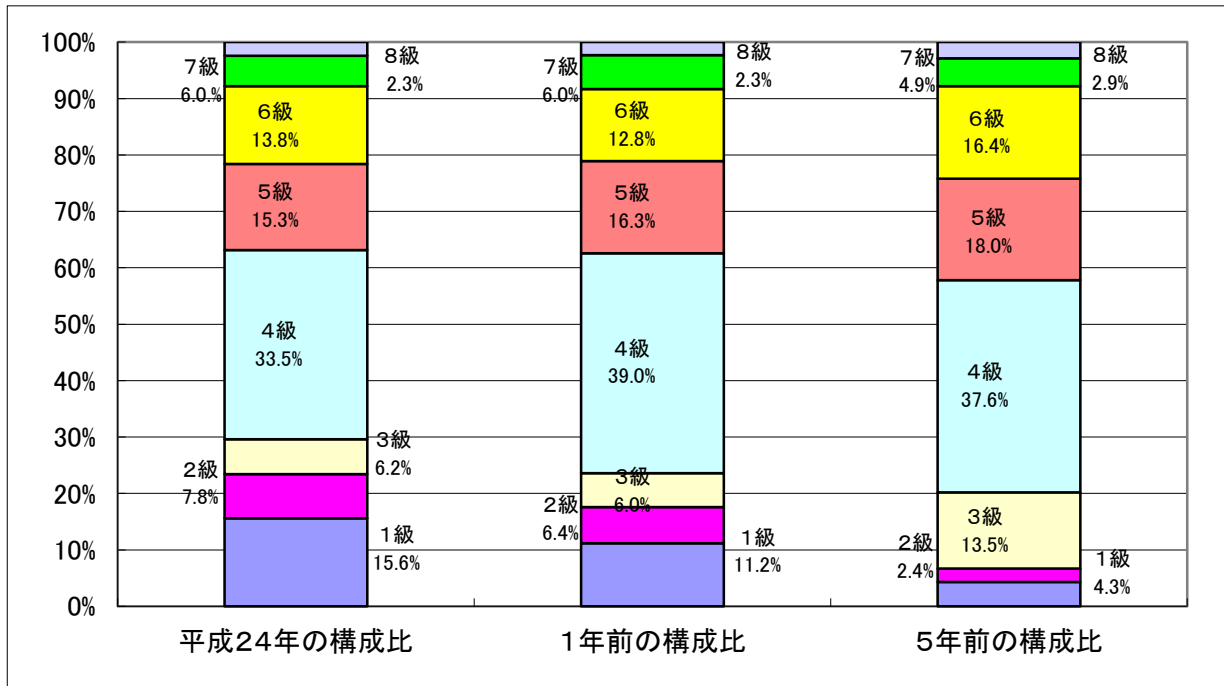
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	267,700 円	315,300 円	364,400 円
	高校卒	235,800 円	—	328,138 円
技能労務職	高校卒	—	297,211 円	327,800 円
	中学卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長、部参事	12 人	2.4 %
7級	次長、参事	27 人	5.4 %
6級	課長、副課長、主幹	69 人	13.8 %
5級	副主幹	76 人	15.3 %
4級	主査	167 人	33.5 %
3級	主任主事、主任技師	31 人	6.2 %
2級	主事	39 人	7.8 %
1級	事務員、技術員	78 人	15.6 %

- (注) 1 木更津市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

ア 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年11月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
 (内容の詳細については、木更津市職員勤務成績評定に関する規程を参照)

イ 昇給への勤務成績の反映状況

一般職について、勤務評定により5段階(A～E)の評価を実施し、その評価結果に基づき、昇給区分(5号給以上～3号給以下)を決定。

平成24年4月1日の昇給においては、標準区分(4号給)に決定された者が97.1%、下位区分(3号給以下)に決定された者が2.9%であった。

なお、今後能力・実績を重視した人事評価システムの確立に向け取り組んでいく。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

木更津市		千葉県		国	
1人当たり平均支給額(23年度)		1人当たり平均支給額(23年度)		—	
1,456 千円		1,568 千円			
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	2.5%~5%	役職加算	5%~20%	役職加算	5%~20%
		管理職加算	15%・25%	管理職加算	10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

現在、人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず、一律の支給(67.5/100)を行った。

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

木更津市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	自己都合	11,026 千円			
	勸奨	28,234 千円			
	定年	29,141 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		116,666 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		128,628 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
木更津市	3 %	907 人	0 %

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		5,494 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		42,583 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		14.2 %	
手当の種類(手当数)		28 種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
行旅死亡人取扱業務手当	社会福祉事務に従事する職員	行旅死亡人の取扱業務	1件当たり1,500円
感染症予防等処理作業手当	保健衛生及び公害並びに下水道事務に従事する職員	感染症患者の移送、発生場所の消毒等	日額500円
毒物取扱業務手当	保健衛生及び公害並びに下水道事務に従事する職員	毒物の検査、科学分析、試験等	日額250円
劇物取扱業務手当	保健衛生及び公害並びに下水道事務に従事する職員	劇物の検査、科学分析、試験等	日額250円
災害対策本部業務手当	災害対策業務に従事する職員	災害応急措置等の現地作業	日額400円
高所作業手当	高所業務に従事する職員	高所(10m以上)作業	日額200円
深所作業手当	深所業務に従事する職員	深所(3m以上)作業	日額200円
結核患者接触業務手当	保健衛生及び公害並びに下水道事務に従事する職員	結核患者に接する業務	日額200円
市税徴収事務手当	税務事務に従事する職員	直接滞納者を訪問しての徴収事務	日額300円
行旅病人取扱業務手当	社会福祉事務に従事する職員	行旅病人の取扱業務	1件当たり500円
廃棄物収集処理作業手当	不快な業務に従事する職員	廃棄物の収集運搬又は終末処理の作業に従事	日額250円
生活保護業務手当	社会福祉事務に従事する職員	月11日以上生活保護業務に従事	月額3,500円
老人保護福祉業務手当	社会福祉事務に従事する職員	月11日以上老人保護福祉業務に従事	月額3,500円
心身障害者福祉業務手当	社会福祉事務に従事する職員	月11日以上心身障害者福祉業務に従事	月額3,500円
清掃作業手当	不快な業務に従事する職員	公衆便所の清掃等	日額250円
害虫駆除作業手当	不快な業務に従事する職員	駆虫剤の散布に従事	日額250円
自動車運転手当	クレーン付貨物車、フォークリフト又はショベルローダ運転に従事する職員	特殊車両の運転業務	日額200円

救助作業手当	消防及び救急業務に従事する職員	消防の救助隊員が救助作業に従事	月額3,000円
		消防の救助隊員以外が救助作業に従事	日額300円
特別消火作業手当	消防及び救急業務に従事する職員	10m以上の高所、3m以上の深所での消火作業	日額200円
1級建築士業務手当	1級建築士の資格を有する職員	1級建築士の設計及び工事監理業務	日額250円
電気主任技術者業務手当	電気主任技術者の資格を有する職員	資格を有するものが月11日以上従事	月額3,000円
ボイラー取扱作業主任者業務手当	ボイラー技士の資格を有する職員	資格を有するものが月11日以上従事	月額3,000円
建築主事業務手当	建築主事の資格を有する職員	資格を有するものが月11日以上従事	月額3,500円
介護保険料徴収業務手当	介護保険料徴収事務に従事する職員	直接滞納者を訪問しての徴収事務	日額300円
地域汚水処理場使用手数料徴収業務手当	地域汚水処理場使用手数料徴収事務に従事する職員	直接滞納者を訪問しての徴収事務	日額300円
公共下水道事業受益者負担金及び使用料徴収業務手当	公共下水道事業受益者負担金及び使用料徴収事務に従事する職員	直接滞納者を訪問しての徴収事務	日額300円
保育料徴収業務手当	児童福祉事務に従事する職員	直接滞納者を訪問しての徴収事務	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	112,308 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	124 千円
支給実績（22年度決算）	122,577 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	135 千円

(6) その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 2人目から 1人 6,500円 (ただし、扶養親族でない配偶者がある場合の1人目は6,500円、配偶者がいない場合の1人目は11,000円) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1人につき 5,000円 	同じ		106,410千円	232,335円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 	同じ		63,552千円	114,301円
	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅の場合 6,000円 	異なる	国は、自宅の場合新築・購入後5年間2,500円		
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・電車、バスを利用する場合 全額支給 	異なる	国は、定期代55,000円までは全額支給	69,126千円	86,084円
	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて4,700円～24,500円支給 	異なる	国は、使用距離に応じて2,000円～24,500円支給		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 給料月額×支給割合(5/100～10/100)	異なる	国の支給割合は(8/100～25/100)	86,254千円	349,204円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数 	同じ		13,049千円	109,656円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	960,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	820,000 円	1,075,000 円/	504,000 円
報 酬	議 長	530,000 円	円/	円
	副 議 長	470,000 円	円/	円
	議 員	450,000 円	円/	円
期 末 手 当	市 長	(23年度支給割合)		
	副 市 長	3.95	月分	
退 職 手 当	議 長	(23年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.95	月分	
備 考	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	在職月数×35/100	16,128,000 円	任期毎
		在職月数×25/100	9,840,000 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

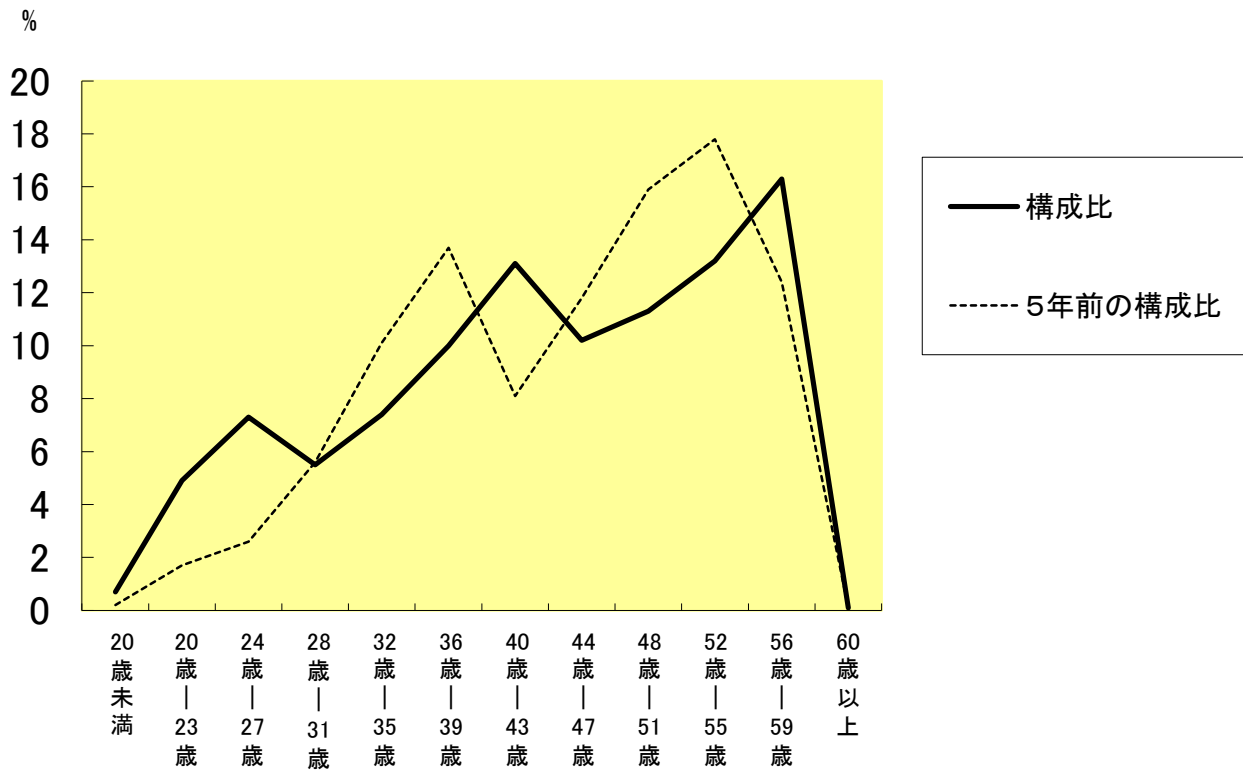
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成23年	平成24年		
普通会計部門	議会	7	7	0	
	総務	143	145	2	企画業務増加
	税務	56	56	0	
	農林水産	24	24	0	
	商工	9	9	0	
	土木	90	92	2	特定行政庁移行準備
	民生	114	121	7	福祉業務増加
	衛生	98	104	6	成人保健業務増加・放射線対策班新設
	計	541	558	17	<参考> 24年4月1日現在人口 129,617人 人口10,000人当たり職員数 43.05 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 51.14 人)
	教育部門	135	135	0	
	消防部門	171	176	5	消防力の強化
小 計	847	869	22	<参考> 人口10,000人当たり職員数 67.04 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 72.49 人)	
公営 企業 会計 等部 門	水道	48	43	▲ 5	業務委託
	下水道	18	17	▲ 1	退職者不補充
	その他	43	42	▲ 1	国民健康保険業務見直し
	小 計	109	102	▲ 7	
合 計		956	971	15	<参考>
		[1,293]	[1,293]	[-]	人口10,000人当たり職員数 74.91 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	7人	48人	71人	53人	72人	97人	127人	99人	110人	128人	158人	1人	971人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	588	569	553	545	541	558	▲30(▲5.1%)
教育	166	159	152	138	135	135	▲31(▲18.7%)
消防	171	168	167	167	171	176	5(2.9%)
普通会計計	925	896	872	850	847	869	▲56(▲6.5%)
公営企業等会計	119	113	109	107	109	102	▲17(▲14.3%)
総合計	1,044	1,009	981	957	956	971	▲93(▲7.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
23年度	3,414,454	218,697	315,442	9.2	9.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	47	208,112	33,587	73,743	315,442	6,712

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,043

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
木更津市	46.3 歳	353,609 円	543,572 円
団体平均	43.6 歳	344,091 円	516,642 円
事業者	46.9 歳		530,770 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

木更津市				一般行政職			
1人当たり平均支給額(平成23年度)				1人当たり平均支給額(平成23年度)			
1,569 千円				1,456 千円			
(平成22年度支給割合)				(平成22年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.35 月分		2.60 月分		1.35 月分	
(1.45)月分		(0.65)月分		(1.45)月分		(0.65)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算 2.5%~5%				役職加算 2.5%~5%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

木更津市			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
(退職時特別昇給)			(退職時特別昇給)		
勤続25年以上					
(勸奨退職の場合	号給)				
1人当たり平均支給額	自己都合	0 千円	1人当たり平均支給額	自己都合	11,026 千円
	勸奨	28,139 千円		勸奨	28,234 千円
	定年	27,547 千円		定年	29,141 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)		6,541 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		139 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
木更津市	3 %	47 人	3 %

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(平成23年度決算)	42 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	2,817 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)	31.9 %		
手当の種類(手当数)	7 種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
劇毒物取扱手当	浄水作業・水質検査に従事した職員	浄水作業・水質検査	日額250円
高所作業手当	高所作業に従事した職員	高さ10m以上の高所作業	日額200円
深所作業手当	深所業務に従事した職員	深さ3m以上の深所作業	日額200円
高電圧作業手当	高電圧作業に従事した職員	6,000V以上の高電圧作業	日額200円
緊急呼出手当	緊急呼出を受け業務に従事した職員	勤務時間外退庁後緊急呼出業務	1回1,000円
災害対策業務	災害対策本部に従事した職員	広報活動又は応急措置等の現場作業	日額400円
被災地救援手当	被災地へ救援派遣した職員	被災地救援事務	日額5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	5,355 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	162 千円
支給実績(平成22年度決算)	6,713 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	197 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 2人目から 1人 6,000円 (ただし、扶養親族でない配偶者がある場合の1人目は6,500円、配偶者がいない場合の1人目は11,000円) 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1人につき 5,000円 	同じ		5,136千円	197,547円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 	同じ		3,368千円	99,060円
	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の場合 6,000円 	異なる	なし		
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 電車、バスを利用する場合 全額支給 	異なる	国は、定期代55,000円までは全額支給	3,593千円	81,655円
	<ul style="list-style-type: none"> 乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて4,700円～24,500円支給 	異なる	国は、使用距離に応じて2,000円～24,500円支給		
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位にある職員に支給 給料月額×支給割合(5/100～10/100) 	異なる	国の支給割合は(8/100～25/100)	4,780千円	367,710円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数 	同じ		1,539千円	192,394円
企業手当	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当を受けない職員で11日以上勤務 給料月額 1.5% 最高 5,250円 			2,189千円	59,152円